

大阪府告示第200号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり施術機関の事業の廃止の届出があった。

令和6年2月29日

大阪府知事 吉村 洋文

氏名及び住所
長谷部 勇太 東大阪市新庄二丁目12番22号